

江南市中心身障害者小規模授産施設の民間譲渡に係る譲渡先法人公募に関する質問及び回答

令和 8 年 8 月 14 日

No	質問	回答
1	要項 4 譲渡方法等 (3) 土地、建物、備品等の譲渡の主な条件の 3 行目に「契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補請求、(・・・中略・・・) をすることができない。事業を実施する上で必要となる投資 (修繕、改修、更新等) は譲渡先の責任で行うこと。」と記載があります。 これに対し、別紙 3 (仮公有財産売買契約書 (案)) の第 9 条 (契約不適合責任) の条文には、引渡しの日から 2 年を経過する日までに売出人 (江南市) へ通知することで、修補請求等が条文の規定に該当する範囲内で可能であると記載されています。 公有財産売買契約書 (案) が仮の内容であるため、要項の内容を原則とする、という解釈で良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。 仮公有財産売買契約書作成の際に、記載事項を修正します。
2	書類の提出内容について質問させていただきます。 ・法人の事業実績報告書 (令和 7 年度)、事業計画書 (令和 8 年度) は、法人本部のみの提出か、法人の運営する全ての事業所分が必要か、ご教示ください。 ・法人の令和 7 年度の納税証明書一式 (市税の滞納がないことを証明するもの) は、市役所納税課で「納税証明書 (市税の滞納がないことを証明するものを依頼)」の発行を受けて提出する、という理解で良いのでしょうか。書類の具体的な名称を教えてくださいと幸いです。	法人本部のみご提出ください。 以下に掲げる書類をご提出ください。 市税完納証明書 (江南市に課税客体のある者に限る。) なお、提出しない書類がある場合には、理由を記した書面 (様式任意) をご提出ください。